

議第127号

令和2年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業収益		千円 21,725,900	千円 320	千円 21,726,220
	2 営業外収益	12,958,774	320	12,959,094

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 21,575,900	千円 89,495	千円 21,665,395
	1 営業費用	20,708,604	89,495	20,798,099

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(資本的収入額が補正後の資本的支出額に対して不足する額 3,580,132千円は、引継金 491,380千円、過年度分損益勘定留保資金 2,171,636千円、当年度分損益勘定留保資金 753,263千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 163,853千円で補填するものとする。)

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 13,717,700	千円 191,632	千円 13,909,332
	3 返還金	846,448	191,632	1,038,080

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為の追加および変更は、次のとおりとする。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔東北部彦根南第二幹線〕 〔本庄1工区管渠工事〕	令和3年度	70,000千円
流域下水道建設事業 〔高島ポンプ場他機械〕 〔電気設備改築更新工事〕	令和3年度	120,000千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔東北部木之本西幹線〕 〔山本西阿閉工区管渠工事〕	令和3年度	138,000千円	令和3年度	360,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部愛東西幹線〕 〔稲枝2工区管渠工事〕	令和3年度	34,000千円	令和3年度	50,000千円

(他会計からの補助金)

第5条 淡海環境プラザ運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補 助 金	千円 2,210,904	千円 320	千円 2,211,224

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造